

裁判官の報酬の進級制（昇給制）の在り方について
（報酬の段階の簡素化を含む）・説明レジュメ

司法制度改革審議会意見書

司法制度を支える法曹の在り方

第 5 裁判官制度の改革

3. 裁判官の人事制度の見直し（透明性・客観性の確保）

裁判官の報酬の進級制（昇給制）について、現在の報酬の段階の簡素化を含め、その在り方について検討すべきである。

裁判官の報酬の進級制（昇給制）について、従来から指摘されているように、昇進の有無、遅速がその職権行使の独立性に影響を及ぼさないようにする必要があり、また、裁判官の職務の複雑、困難及び責任の度は、その職務の性質上判然と分類し難いものであることにかんがみ、現在の報酬の段階の簡素化を含め、その在り方について検討すべきである。

司法制度改革推進計画

司法制度を支える体制の充実強化

第 5 裁判官制度の改革

3 裁判官の人事制度の見直し

(2) 裁判官の報酬の進級制（昇給制）の在り方について、報酬の段階の簡素化を含め、検討する。（本部）

司法制度改革審議会における議論の状況

資料 2 2 - 4：裁判官の報酬の進級制（昇給制）の在り方（報酬の段階の簡素化を含む）に関する主なやりとり

資料 2 2 - 5：第 9 0 回帝国議会 貴族院議事速記録第 2 3 号 抄

裁判官（判事、判事補）の報酬の進級制（昇給制）とその沿革

資料 2 2 - 6 : 一般職国家公務員の俸給の進級制（昇給制）と裁判官（判事、判事補）の報酬の進級制（昇給制）

資料 2 2 - 7 : 裁判官（判事、判事補）の報酬の進級制（昇給制）の沿革

資料 2 2 - 8 : 第 1 2 回国会 衆議院法務委員会議録 抄

資料 2 2 - 9 : 昭和 2 3 年、2 6 年当時の国家公務員一般俸給表（1 5 級制による給与制度）

資料 2 2 - 10 : 第 3 1 回国会 衆議院法務委員会議録 抄

公務員制度改革における給与制度改革の動き

資料 2 2 - 11 : 公務員制度改革大綱〔平成 1 3 年 1 2 月 2 5 日閣議決定〕抄

財政制度等審議会「平成 1 6 年度予算編成の基本的考え方について」（平成 1 5 年 6 月 9 日）抄

各論

1 0 司法制度改革

裁判の迅速化、公的刑事弁護の拡充、司法ネットの構築等の司法機能の充実・強化に当たっては、限られた財政資金の効率的使用の観点から、最高裁判所による検証、公的資金の投入にふさわしい透明性・説明責任の確保、関連機関との連携等に配意し、合理的かつ機能的な制度・仕組みを構築していくことが必要である。

また、司法制度改革を進める中で、「1 5 年度建議」でも述べたとおり司法修習生の給費制は早期に廃止し貸与制への切替を行うべきであり、公務員給与の在り方についての見直しも踏まえ、裁判官、検察官の給与の在り方についても見直しに取り組んでいくべきである。